学費負担軽減ワーキンググループ 平成26年度とりまとめ参考資料

奨学金制度の類型·I(型別比較表)

【表記】 ◎=大きい ○=比較的大きい △=小さい

論点	給付型	貸与型	
一		無利子	有利子
負担軽減効果			\triangle
需要規模に対する供給規模	\triangle		
制度の継続性	\triangle		
市中からの資金提供可能性	\triangle	\triangle	
類似の制度	なし	なし	あり
資金回収コスト	なし	あり	あり

奨学金制度の類型・Ⅱ(詳細)

4A 44 #H	貸与型			
給付型	無利子	有利子※		
・返済義務がないことから、 <u>実質的な学</u> 費負担軽減効果が非常に大きい。	・返済義務は発生するが、学生/訓練生期の <u>学費</u> 負担軽減効果は比較的大きい。	・返済義務は発生するが、学生/訓練生期の学費 負担軽減には一定の効果がある。		
・貸与型と比べ、投入した一定額に対して 受益する学生等の数は限定される。	・投入した一定額に対して受益する学生等の数が多 くなる。(十分な供給規模が確保できる。)	・投入した一定額に対して受益する学生等の数が多 くなる。(十分な供給規模が確保できる。)		
・恒常的に多額の資金が必要。	・制度創設当初には多額の資金が必要だが、返済が順調に行われるようになれば、 <u>やがて追加的拠出</u> <u>は必要なくなるため、制度を継続的に実施可能</u> 。	・制度創設当初には多額の資金が必要だが、返済が順調に行われるようになれば、 <u>やがて追加的拠出</u> <u>は必要なくなるため、制度を継続的に実施可能</u> 。		
・返還されないため、市中銀行等からの 資金確保は困難である。	・資金提供者への利益還元は不可能であるため、市 中からの資金確保は困難である。	・ <u>長期的には黒字転換</u> することから、 <u>市中銀行等から</u> <u>の資金確保の可能性がある</u> 。		
・市中に <u>類似の制度は存在しない</u> 。	・市中に <u>類似の制度は存在しない</u> 。	・市中に類似の制度が存在する。		
・ <u>資金の回収・管理に係るコストは発生し</u> <u>ない</u> 。	・資金の回収・管理に係るコストが発生する。	・資金の回収・管理に係るコストが発生する。(なお、 貸金業法に基づく登録が必要。)		
	・返済することが基本であるが、航空会社への <u>一定</u> 期間の勤務により返済を免除することも可能であり、 実質的な学費負担軽減効果が非常に大きくなる。 (個別航空会社の就職と結びつくため、操縦士確保	・返済することが基本であるが、航空会社への <u>一定</u> 期間の勤務により返済を免除することも可能であり、 実質的な学費負担軽減効果が非常に大きくなる (同左)。		
	が困難な中小航空会社(特に、地域航空会社)に 限定されるべきか。)	・市中からの資金確保が可能になれば、航空会社等がリスク補償として利子補給を行う形も考えられる。 ・この場合、航空会社等にとってはより少ない負担で 一定の効果を上げることが可能となる。		

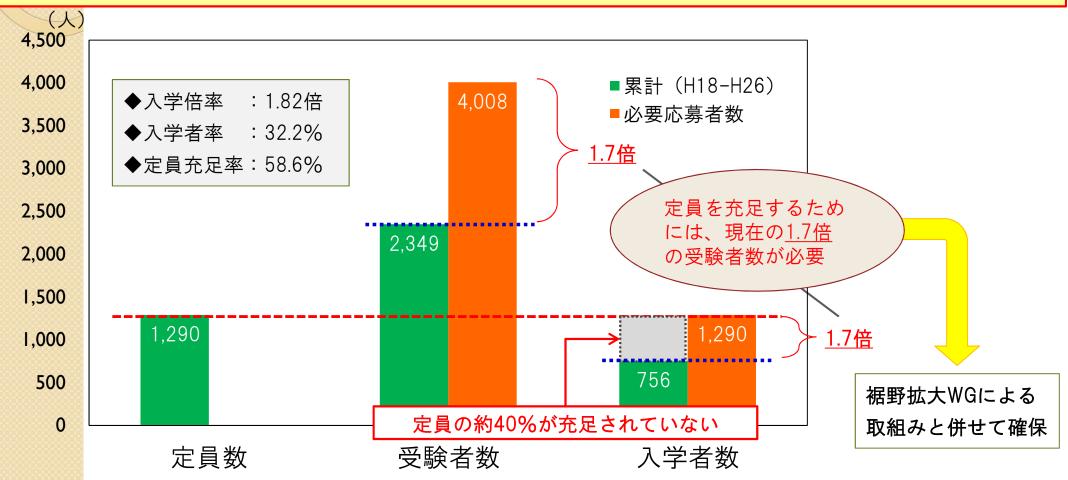
新たな奨学金制度のイメージ

航空業界全体の取組として、無利子貸与型の奨学金制度を創設する。 〈無利子貸与型とする理由〉 会社C 会社A 会社B ◆給付型に比べ、十分な供給規模を確保で きるとともに、制度の継続性が高い 【検討事項】 ◆有利子型に比べ、負担軽減効果が大きい ・制度運営に必要な資金はどの ◆他に類似する制度が存在しない 程度の規模か ・必要な資金をどのように確保す るか 就職/返済 ・制度の開始時期をいつにするか 【検討事項】 基金 ・制度の公平性・公正性をい かに確保するか 【検討事項】 ・返済滞納時の回収をどうす 【検討事項】 ·貸与額をいくらにするのか るか ・基金の運営主体 ・貸与対象・対象人数をどうするか ・基金を利用した学生等が返 をどうするのか 貸与の時期をいつにするのか <u>貸与</u> 済できない場合のリスクにど ・対象者の選定方法をどうするか う対応するか ・貸与条件(返済期間等)をどうする 民間養成機関 か 学生·訓練生 【検討事項】 ・貸与する学生・訓練生の信用付与をどうするか

ー学費負担軽減WG平成26年度とりまとめ参考資料ー

新たな奨学金制度の貸与対象人数

- ・民間養成機関では定員を充足していないことから、新たな奨学金制度により少なくとも定員を充足させるための貸与が必要か。この場合、定員充足率は約60%であることから、単年度の定員210名の約40%にあたる約80名に対しての手当が必要か。
- ・その上で、日本航空(株)の「パイロット奨学給付金制度」の対象人数30名を考慮し、少なくとも50名(=80名-30名)に対する貸与が必要ではないか。(更に対象人数を拡大するべきか?)

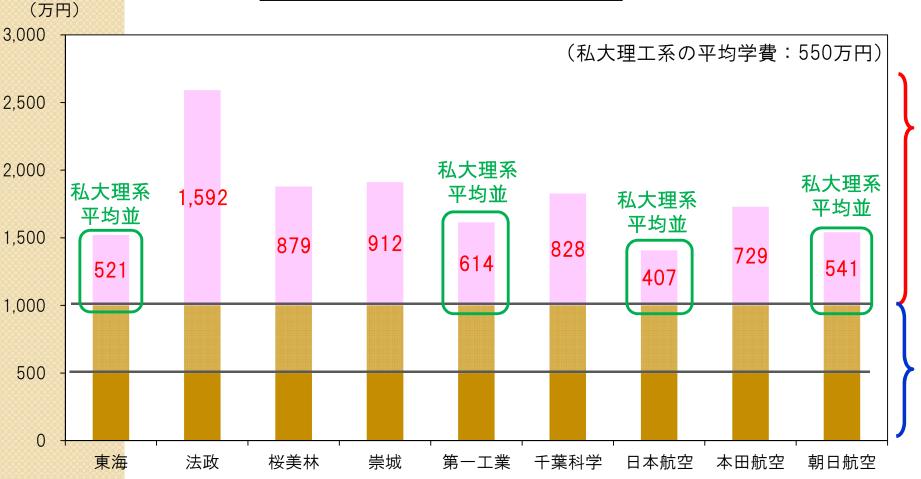


- ※2 「必要応募者数」について、実績値に基づく比例計算により算出している
- ※3 単年度の定員については、私立大学150人、航空専門学校20人、訓練事業会社40人の計210人

新たな奨学金制度の貸与額

- ・貸与額については、集められた総資金に応じて、貸与額や対象人数のバランスを考慮しながら決定する必要がある。
- ・貸与額を500万円とすると、すべての養成機関において、残余負担額が私大理工系の平均から大きくかけ離れている。
- ・貸与額を1,000万円とすると、一部の養成機関において残余負担額が私大理工系並となり、他の養成機関についても、 多くの場合、市中の教育ローンや他の奨学金との併用等により学費を賄うことが可能になると考えられる。
- ・以上から、貸与額の上限を1,000万円とすることが適当ではないか。





残余負担額

<u>検討中の奨学金</u> 航空会社に就職後、 本人が返済

資金確保の目標

◆無利子貸与型の奨学金について、一定の前提の下での必要な資金の試算は以下のとおり。

必要な資金の試算

【前提】貸与対象人数:50人

貸与額:1000万円/人(全員に上限まで貸与すると仮定)

金利 : <u>なし</u>

返済 : ①期間 10年又は15年(元金据置:4年)

②金額 〈10年の場合〉 83,333円/月・人

〈15年の場合〉 55,556円/月・人

【10年返済の場合】 <u>(総額) 3,750百万円</u>

【15年返済の場合】 (総額) 5,000百万円

(410-10xy) - 51 - 5 - 11 y 5 1 3		<u> </u>		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	500百万円 500百万円 4500百万円 450百万円 3500百万円 300百万円 2500百万円 1500百万円 100百万円	12345678911113 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	500百万円 500百百万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万	
000000000000000				

課題

- ・ 奨学金が循環するようになるまでの間に、多額の 資金を確保する必要がある。
- · 航空業界が最大限努力することを前提として、広く一般社会にも支援を求めることが必要か。
- ・基金の運営主体を確保する必要がある(新機関の設立、又は既存機関の活用)。
- ・民間の教育ローン等と比べ、家庭等の返済能力に 対する審査基準を緩やかにすることが可能である 反面、被貸与者が返済不能に陥った場合等のリス クにどう対応するかが課題となる。

- ※1 奨学金の運営・管理コストについては、上記計算では考慮していない。
- ※2 貸与対象人数、貸与額等の前提が変動することにより上記試算額は大幅に変動し得る。

寄附金の損金算入

- ・法人税法において、特定公益増進法人が実施する事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇措置が認められているため、基金の創設にあたり民間企業が寄附金を拠出する際のメリットもあると考えられる。
- ・なお、公益社団法人・公益財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当する。

一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入可能であり、この分には法人税が課税されない。

A (資本金等の額の0.375%+所得金額6.25%)×1/2

B (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%) × 1 / 4

特別損金算入限度額

₋一般寄附金の 損金算入限度額

【モデルケース】

〈算出条件〉

①資本金等の額 : 5000億円

②所得金額 : 1000億円

この会社の場合・・・

A 特別損金算入限度額

【損金算入限度額】

= 40億6250万円

B 一般寄附金の損金算入限度額 = 9億3750万円

50億円

〈算出条件〉

①資本金等の額 : 100億円

②所得金額 : 10億円

この会社の場合・・・

【損金算入限度額】 6250万円

A 特別損金算入限度額 = 5000万円

3 一般寄附金の損金算入限度額 = 1250万円

(参考) 法人税法

(寄附金の指金不算人)

(略)

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合 計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で 定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額 に算入しない。

- (略)
- 3 (略)
- 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法 <mark>人及び一般</mark>財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育 又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対す る当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額がある ときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を 基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に 規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。 $5 \sim 12$

選定の時期/方法

- ・選定時期については、入学前と訓練開始前の2通りが考えられる。
- ・選定方法については、入学試験や入学後の成績を活用、大学等が候補者を推薦、操縦士適正試験の実施といった方法 が考えられ、上記の選定時期との組み合わせにより様々なパターンがあり得る。



区分	案	メリット	デメリット	共通課題	
選定	入学前	・入学前に学費の一部確保が明確に なるため、志願者を増加させる手 段として有効	・将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金 を貸与するとは限らない(特に、制度開始 後の実績のない間)	・奨学金制度の 利用を希望す る家庭の財政 状況も考慮す る必要はない か で で で で で で で で で で で が で で で で が で で で で が で が で で が で が で い で い	
時期	訓練開始前	・将来的に航空会社で活躍する人材 に奨学金を貸与する可能性が高く なる	・入学・入所以降の実施であれば、奨学金を 受け取れるかどうか不明確であるため、志 願者の増加につながらない可能性がある		
入学試験や入 学後の成績を 活用		・実施主体や費用の確保が必要ない	・将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金 を貸与するとは限らない ・入学試験成績等の情報を出すことが可能か	するためには、 家庭の財政状 況が悪い程、 奨学金の必要	
選定	大学等が候補 者を推薦	・実施主体や費用の確保が必要ない	・将来的に航空会社で活躍する人材に奨学金 を貸与するとは限らない	性が高いのではないか)	
方法	操縦士適性試 験の実施	・将来的に、技量の面で航空会社の 操縦士として活躍する可能性があ る人材かどうか確認が可能	・実施主体や費用の確保が必要 ・実施方法の検討が必要 (例:基金運営主体が実施(直接/委託)、 各養成機関が独自に実施した結果を共有し 判断、航空大学校の活用)		

想定されるスケジュール

